

第 8 期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 株式併合の件
- 第 3 号議案 定款一部変更の件
- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

日時

平成30年11月29日（木曜日）午前10時

場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階
「ハーバーサーカス」宴会場

議決権行使期限

平成30年11月28日（水曜日）午後6時まで

株主各位

証券コード 3647
平成30年11月14日

東京都品川区東品川二丁目3番14号

株式会社ジー・スリーホールディングス

代表取締役兼

最高管理責任者(CFO)

長倉 統己

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成30年11月28日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年11月29日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 「ハーバーサーカス」宴会場 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第8期(平成29年9月1日から平成30年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期(平成29年9月1日から平成30年8月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	2頁～3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。 なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ (<http://www.g3holdings.com/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

平成 30 年 11 月 29 日(木曜日)
午前10時



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成 30 年 11 月 28 日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使
期限

平成 30 年 11 月 28 日(水曜日)
午後6時完了分まで

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

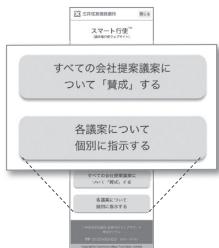
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

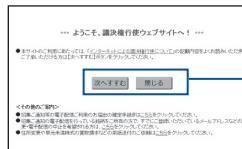
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

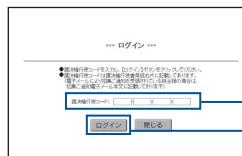
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を常に重要課題として考えており、財政状態・業績・事業計画等を勘案し、株主への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

株主価値向上と配当による株主還元をバランス良く実施していくため、将来の業績見通しに加え、フリー・キャッシュ・フロー等の財務状況を総合的に勘案し、第8期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当社普通株式1株につき金3円とさせていただきたいと存じます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日は、平成30年11月30日といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額216,763,803円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年11月30日

第2号議案 株式併合の件

当社の発行済株式総数は、当社設立以降、新規事業展開のための資本増強を図るための増資を行ってきた結果、平成30年8月31日現在で79,968,601株となっており、この株数は、東京証券取引所市場第二部の上場企業の平均上場株式数と比較して多く、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条において望ましいとされている1投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲を下回っております。

この結果、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、今般、株式併合を実施させていただきたいと存じます。

(1) 併合の割合

当社株式5株を1株に併合いたします。

株式の併合の結果、株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法第235条の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

(2) 株式の併合が効力を生ずる日

平成31年3月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

36,800,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案の承認可決を条件として、当社の現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更は、会社法第182条第2項により、株式併合に伴い、当社の発行可能株式総数につき、36,800,000株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。

かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、現行定款第6条の記載を修正いたしたいと存じます。

現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分です）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行通り）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>184,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>36,800,000株</u> とする。
	附 則 本定款第6条の効力発生日は、平成30年11月29日開催の第8期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。
第7条～第40条（条文省略）	第7条～第40条（現行通り）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おくだ やすし 奥田 泰司 (昭和40年12月5日生)	平成19年6月 株式会社GoldenSpoonJapan(現JTコンサルティング) 代表取締役 平成22年5月 株式会社TMP Asia 代表取締役 平成24年6月 株式会社メルポン 代表取締役 平成24年12月 株式会社サンライン 取締役 平成25年11月 当社 取締役 平成26年11月 株式会社エコ・ボンズ 代表取締役 平成27年9月 株式会社S B Y 取締役 平成27年9月 当社 代表取締役 平成28年1月 当社 取締役社長兼最高事業責任者(COO) 平成28年11月 当社 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)(現任) 平成29年9月 株式会社S B Y 代表取締役社長(現任) 平成30年2月 株式会社 Green Micro Factory 代表取締役社長(現任)	2,750,000株
(取締役候補者とした理由) 奥田泰司は、第6期定時株主総会にて代表取締役社長兼最高経営責任者に選任されて以降、当社の対外的な信用力強化に努め、事業統括として当社としての収益事業を積極的に推進し、また、当社100%子会社である株式会社SBY及び株式会社Green Micro Factoryの代表取締役社長に就任し、当社のみならず同子会社の管理、経営にも携わり、グループ企業全体の信用力強化及び収益改善にも務めております。以上により、引き続き当社の代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)として、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p>なが くら のぶ み 己 長 倉 統 己 (昭和42年12月15日生)</p>	<p>平成2年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 平成2年12月 株式会社東邦フーズサービス 代表取締役 平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役 平成17年10月 オックスキャピタル株式会社 代表取締役 平成20年6月 株式会社コネクトテクノロジーズ 入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 平成22年1月 株式会社コネクトテクノロジーズ 執行役員 最高財務責任者(CFO)兼経営管理本部長 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役 最高財務責任者(CFO)兼経営管理本部長 平成23年2月 株式会社ガット(現株式会社S B Y) 監査役 平成23年3月 当社 取締役最高財務責任者(CFO)兼経営管理本部長 平成23年5月 株式会社S B Y 取締役 平成23年6月 株式会社ガット(現株式会社S B Y) 取締役 平成24年9月 株式会社コネクトテクノロジーズ取締役 平成24年11月 株式会社S B Y 代表取締役 当社 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 平成26年11月 株式会社エコ・ボンズ 取締役 平成27年9月 株式会社S B Y 取締役 平成28年1月 当社 代表取締役兼最高管理責任者(CFO)(現任)</p>	1,200,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 長倉統己は、第7期定時株主総会にて代表取締役兼最高管理責任者に選任されて以降、グループ全体の経営管理を行い、経営管理統括として経営戦略の強化及びガバナンスの充実に努めており、子会社の適切な会計処理を行う上での証憑整備の充実にについても重点的に管理を行い、グループ企業全体の更なる信用力及びガバナンス強化に貢献しております。以上により、引き続き代表取締役兼最高管理責任者(CFO)として、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を指名しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定に当たっては、上記方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、監査等委員会において、上記方針とそれに基づく候補者案についてそれぞれ審議した上で、取締役会で決定しております。

3. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつやま しょうじ 松山 昌司 (昭和48年5月4日生)	平成9年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成18年7月 松山公認会計士事務所 所長(現任) 平成19年8月 あすなる監査法人 代表社員(現任) 平成20年6月 ぶらっとホーム株式会社 監査役(現任) 平成21年5月 セブンシーズテックワークス株式会社(現株式会社ビットワングループ) 監査役 平成21年6月 セブンシーズホールディングス株式会社(現FRACTALE株式会社) 監査役 平成21年10月 株式会社グッドコムアセット 監査役 平成28年1月 当社 取締役 平成28年5月 株式会社ファステップス(現株式会社ビットワングループ) 取締役 平成28年11月 当社 監査等委員である取締役(現任) 平成30年1月 株式会社グッドコムアセット 取締役(現任) 平成30年6月 セブンシーズホールディングス株式会社(現FRACTALE株式会社) 取締役(現任)	120,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	本間周平 (昭和36年5月3日生)	平成7年3月 公認会計士登録 平成9年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 国際部マネージャー 平成12年7月 有限会社ベストアカウンタンツ 代表取締役(現任) 平成12年7月 本間公認会計士事務所(現プラス会計事務所)代表(現任) 平成16年4月 株式会社東栄住宅 監査役(現任) 平成20年3月 共立パートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 平成25年7月 株式会社東京臨海ホールディングスグループファイナンス運営委員会委員(現任) 平成28年1月 当社 監査役 平成28年11月 当社 監査等委員である取締役(現任)	20,000株
※3	川崎修一 (昭和48年1月18日生)	平成16年10月 富岡法律特許事務所入所 平成20年1月 オーバル法律特許事務所入所 平成21年4月 愛知大学大学院法務研究科准教授就任(現任) 平成22年6月 株式会社クリップコーポレーション 監査役就任(現任) 平成23年10月 川崎修一法律事務所(現 弁護士法人久屋総合法律事務所) 代表弁護士就任(現任) 平成26年11月 株式会社サンヨーハウジング名古屋 監査役就任(現任)	—

※新任取締役候補者

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、社外取締役候補者です。

3. 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏の選任をご承認いただいた場合、当社は各氏を独立役員とする予定です。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

(1) 社外取締役候補者とした理由

松山昌司氏は、第6期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されて以降、公認会計士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督に努めております。引き続き、当社の社外取締役監査等委員として再任し、当社グループのガバナンスの強化を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで社外取締役としての就任期間が10ヶ月、社外取締役監査等委員としての就任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

本間周平氏は、第6期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されて以降、公認会計士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督に努めております。引き続き、当社の社外取締役監査等委員として再任し、当社グループのガバナンスの強化を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで社外監査役としての就任期間が10ヶ月、社外取締役監査等委員としての就任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

川崎修一氏は、弁護士資格を有し、他の上場会社の監査役を務める等、同氏の専門的知識及び経験は、当社グループの管理・監督に必要不可欠であるものと判断しております。このため、当社の社外取締役監査等委員として新任し、当社グループのガバナンスの強化を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏が選任された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める契約を締結する予定です。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな回復基調が見られるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、先行きの不透明感を伴う状況で推移しています。

当社グループは、事業子会社の株式を100%保有し、グループ全体の経営戦略及び管理業務(財務・経理・総務・人事・情報システム)を担うとともに、事業部門として、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から環境関連事業を展開する株式会社ジー・スリーホールディングス(以下、「当社」という)、太陽光発電所に係るID等権利の売買、及び太陽光発電商材の販売により環境関連事業を展開する株式会社エコ・ボンズ(以下、「エコ・ボンズ」という)、オペレーション及びメンテナンスにより環境関連事業を展開する株式会社エコ・テクノサービス(以下、「エコ・テクノサービス」という)、店舗展開を中心としたコンセプトマーケティングショップ事業及びプロデュース、ディレクション、プロモーションや自社マスターライセンスのビューティ&コスメブランドにてビジネスアライアンスによるS B Y事業を展開している株式会社S B Y(以下、「S B Y」という)、FAT BRANDS INC.との日本国内における出店ライセンス契約により、FATBURGER事業を展開している株式会社Green Micro Factory(以下、「GMF」という)、国内主力企業に対して海外情報の提供事業を展開している株式会社BIZInfo(以下、「BIZInfo」という)からなるグループ体制をとっています。

当社グループを取巻く環境として、当社、エコ・ボンズ、及びエコ・テクノサービスが展開する環境関連事業については、経済産業省による固定価格買取制度の見直しを受け、太陽光発電事業者の選別淘汰が進むとともに、未着工及び稼働済太陽光発電所の買取需要が増大し、セカンダリー市場の形成が進む等、インフラ投資を踏まえた今後の市場拡大が期待されています。

S B Yが展開するS B Y事業、及びGMFが展開するFATBURGER事業は、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大は依然として続いており、サービス・小売業を中心とした経済効果が見込まれています。

このような環境の中、当連結会計年度における連結業績につきましては、連結売上高は3,605百万円（前期比3.4%減）、連結営業利益は841百万円（前期比4.4%増）、連結経常利益は712百万円（前期比5.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は439百万円（前期比11.0%減）となりました。

なお、当社とエコ・ボンズにおいては、平成30年9月1日付で、当社を存続会社、エコ・ボンズを消滅会社とする吸収合併を行っております。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。また、GMFによるFATBURGER事業の展開により、当連結会計年度より、報告セグメントを追加しております。以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(1) 環境関連事業

環境関連事業は、当社、エコ・ボンズ、及びエコ・テクノサービスにて展開しています。

当社は、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から、太陽光発電所の保有による電力会社に対する売電事業、及び未着工太陽光発電所の買取事業、並びに太陽光発電運用会社への投資を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

エコ・ボンズは、太陽光発電用地に加え、固定価格買取制度の適用を受けるための経済産業省による設備認定、及び電気事業法に規定する一般電気事業者（電力会社）からの許認可による発電事業者の権利（発電設備を電力会社の電力系統に接続する権利）を取得することで、用地及び認定・権利を運用会社に売却あるいは賃貸を行い、併せて運用会社への太陽光発電事業のコンサルティング、また太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の販売を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

エコ・テクノサービスは、当社が運営、またはエコ・ボンズが運用会社に売却あるいは賃貸する再生エネルギー発電所について、稼働後20年間に亘り安定した発電事業を運営できるように、最新の技術と専門技術者によるオペレーション及びメンテナンス並びに障害対応事業を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

当連結会計年度においては、当社が保有し運営を行っている太陽光発電所の売電収入、当社並びにエコ・ボンズによる未着工太陽光発電所の売却、及びエコ・ボンズによる太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の販売収入を計上しています。

この結果、環境関連事業の売上高は2,723百万円（前期比4.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1,212百万円（前期比21.9%増）となりました。

（2）S B Y事業

コンセプトマーケティングショップ及びビジネスアライアンスによるS B Y事業は、S B Yにて展開しています。

S B Yは、C2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして日本を代表する流行最先端都市「渋谷」＝S B Y（SHIBUYA）をブランドネームとし、その中核店舗は「アタラシモノ発見☆カフェ」をコンセプトにSHIBUYA109で運営しており、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大も恩恵を受けています。

コンセプトマーケティングショップにおいては、「S B Y」として4店舗（渋谷、阿倍野、博多、鹿児島）、及び「WoMAN i A」として1店舗（梅田）を展開しております。

コンセプトマーケティングショップは単なる店舗販売事業ではなく、最先端の情報が揃う店舗型の情報発信スペースであり、流行に敏感な女性の心を掴み、夢中にさせる総合エンターテインメントを追求することにより、S B Yから生まれた情報・商品がメディアや流通等のインフラに乗り、全国へ/世界へ発信されています。

また、S B Yは、独自に収集分析するトレンド情報を活用し、主にC2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして事業を展開している企業を総合的にプロデュースするプラットフォームを提供しています。

当連結会計年度においては、コンセプトマーケティングショップの基幹店である渋谷店の収益は順調に推移していますが、S B Yがライセンスを供与し、小売店にて販売されているDiamond Lash（つけまつげ）は、国内市場の落ち込みの影響からロイヤリティ収入が減少しているものの、依然として業界TOPシェアを維持しています。

このため、当連結会計年度から、積極的な広告宣伝を展開するとともに、Diamond Lashにおいては、ライセンス供与による売上方法のみならず、国内外の卸先に対する直接販売を行うとともに、新たに海外新ブランドとしてのコスメ雑貨の取扱いを開始しておりますが、収益計上への寄与は次期以降を予定しております。

この結果、S B Y事業の売上高は831百万円（前期比4.5%減）、セグメント利益（営業利益）は15百万円（前期比32.9%減）となりました。

(3)FATBURGER事業

FATBURGER事業は、GMFにて展開しています。

GMFは、FAT BRANDS INC.との日本国内における出店ライセンス契約により、ロサンゼルスを発祥とし、世界5大陸、20ヶ国で200を超える店舗を展開するバーガーブランドであるFATBURGERの日本一号店を、渋谷(MAGNETbySHIBUYA109)にて平成30年4月28日にオープンいたしました。

この結果、当連結会計年度においては、出店初期コストを計上しているため、FATBURGER事業の売上高は42百万円、セグメント損失(営業損失)は37百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,117百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	設備の内容
環境関連事業	G3HD八戸市市川メガソーラー発電所
	G3HD八戸市櫛引メガソーラー発電所
S B Y事業	SBY SHIBUYA109店 リニューアル
FATBURGER事業	FATBURGER渋谷店 店舗

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
特記すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
SBY事業において、SHIBUYA109店リニューアルに伴う旧店舗内装設備の除却を行ったほか、SBY Selected WoMANiA(鹿児島店)について閉鎖を決定したことに伴い、固定資産除却損11百万円、店舗閉鎖損失9百万円を計上しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、環境関連事業、SBY事業、FATBURGER事業等への投資資金として、金融機関からの借入金、リース・割賦契約による調達、クラウドファンディングの利用等により総額538百万円の調達を実施いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成30年2月23日付で、ジー・スリーエコエナジー合同会社の全持分を売却し、同社は当社の子会社ではなくなっております。
なお、平成30年10月15日付で、太陽光発電所を運営し、継続的な売電収入を得る目的から、永久能源株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第5期 (平成27年8月期)	第6期 (平成28年8月期)	第7期 (平成29年8月期)	第8期 (当連結会計年度) (平成30年8月期)
売上高 (千円)	1,327,406	2,760,571	3,730,281	3,605,094
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	△141,253	272,988	750,663	712,508
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△190,025	253,861	493,465	439,029
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△3.27	3.89	7.26	6.21
総資産 (千円)	1,609,799	1,382,190	7,418,817	9,705,678
純資産 (千円)	650,102	953,878	1,482,143	1,881,095
1株当たり純資産額 (円)	10.05	14.48	21.57	26.03

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 S B Y	65,000千円	100.0%	S B Y 事業
株式会社 エコ・ボンズ	10,000千円	100.0%	環境関連事業
株式会社 エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	環境関連事業
株式会社 Green Micro Factory	10,000千円	100.0%	FATBURGER 事業

(注) 株式会社 Green Micro Factory は平成30年2月9日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、環境関連事業、S B Y事業、FATBURGER事業により、収益の拡大の為に事業展開の幅を広げてまいりますが、いずれの事業においても、新規参入が増加し、将来的には他社との競合が激化していく可能性もあります。

このような環境の中、当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでいます。

① 積極的な投資の実施

当社グループは、安定した収益の確保並びに今後の成長発展を図るべく、M&A、子会社設立、資本業務提携等を積極的に行う必要があると考えております。

そのためには、当社グループが保有するサービスノウハウをグループ内及び他社と相互に補完しあうことにより、ビジネスの可能性が広がるような投資施策を検討してまいります。

② 人的資産の強化

当社グループは、ガバナンスを強化し、コンプライアンスを遵守した当社グループ独自のポジショニングを継続して保ち続けるためには、企画担当者、営業担当者及び拡大する組織に対応する為の管理並びに内部統制担当者を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。

その為には、常に魅力ある情報発信に携われるような環境を用意することにより、優秀な人材を惹きつけられる存在であり続けることが重要であると考えております。

③ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、いずれの事業においても、厳格なガバナンス体制のもと推進していますが、引き続き、内部管理体制の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容 (平成30年8月31日現在)

事業区分	事業内容	会社名
環境関連事業	主に、太陽光発電所の運営、太陽光パネル、太陽光発電システムの施工販売、太陽光発電導入のためのコンサルタント業務、太陽光発電事業用地の仕入れ販売を展開しております。	(株)ジー・スリーホールディングス (株)エコ・ボンズ (株)エコ・テクノサービス その他 4社
S B Y事業	主に、店舗販売事業の他、若年女性層に向けて事業を展開している企業様向けにプロデュース・ディレクション・プロモーション・マーケティング事業を展開しております。	(株) S B Y
FATBURGER事業	主に、FAT BRANDS INC.との日本国内における出店ライセンス契約により、FATBURGER事業を展開しております。	(株) Green Micro Factory

(6) 主要な事業所 (平成30年8月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 S B Y	本社：東京都品川区
株 式 会 社 エ コ ・ ボ ン ズ	本社：東京都品川区
株 式 会 社 Green Micro Factory	本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況 (平成30年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
環境関連事業	5 (－)	1名増 (－)
S B Y 事業	22 (14)	3名増 (10名減)
F A T B U R G E R 事業	3 (36)	－ (－)
その他	1 (－)	－ (－)
全社 (共通)	15 (1)	8名増 (1名増)
合計	46 (51)	16名増 (27名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、当連結会計年度の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	7名増	39.3歳	1.9年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年8月31日現在)

借入先	借入額
城南信用金庫	358,872 千円
株式会社ふおー優	200,000
オリックス銀行株式会社	150,000
株式会社関西アーバン銀行	140,000
株式会社きらぼし銀行	100,000

(注) 上記のほか、当社は資金調達的手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、主にリコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期未払金 (未払金を含む) 14,161千円、長期設備関係未払金 (設備関係未払金を含む) 1,183,025千円を計上しております。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年8月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 184,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 79,968,601株 |
| ③ 株主数 | 14,098名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
奥 田 泰 司	2,750,000株	3.80%
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,500,000	3.46
株 式 会 社 プ ラ ザ 開 発	2,500,000	3.46
株 式 会 社 J T コ ン サ ル テ ィ ン グ	2,000,000	2.76
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,940,900	2.68
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	1,261,200	1.74
長 倉 統 己	1,200,000	1.66
C H A S E M A N H A T T A N B A N K G T S C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	973,198	1.34
香 藤 紘 一	650,000	0.89
廣 田 証 券 株 式 会 社	619,045	0.85

- (注) 1. 当社は自己株式を7,714,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (平成30年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田泰司	最高経営責任者 (CEO) 株式会社S B Y代表取締役社長 株式会社GreenMicroFactory代表取締役社長
代表取締役	長倉統己	最高管理責任者 (CFO)
取締役	香藤紘一	株式会社エコ・ボンズ代表取締役社長 株式会社エコ・テクノサービス代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	名越陽子	グランツ法律事務所 (在職)
取締役 (監査等委員)	松山昌司	松山公認会計士事務所所長 あすなる監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット取締役
取締役 (監査等委員)	本間周平	プラス会計事務所代表 共立パートナーズ株式会社代表取締役 有限会社ベストアカウンタンズ代表取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 名越陽子氏、松山昌司氏、本間周平氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 名越陽子氏、松山昌司氏、本間周平氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・名越陽子氏は、弁護士の資格を有し、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。
 - ・松山昌司氏及び本間周平氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・平成29年11月29日開催の第7期定時株主総会において、奥田泰司氏、長倉統己氏、香藤紘一氏は任期満了により退任し、このうち各氏とも重任により取締役に選任され就任いたしました。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と名越陽子氏、松山昌司氏、本間周平氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
6. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室及び内部統制室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） ＜うち社外取締役＞	4名 (1)	85,100千円 (600)
取締役（監査等委員） ＜うち社外取締役＞	3 (3)	12,050 (12,050)
合 計 ＜うち社外役員＞	7 (4)	97,150 (12,650)

- (注) 1. 上記には、平成29年11月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（うち社外取締役50,000千円以内）は、平成28年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。
5. 上記の報酬等の額には取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬額が含まれております。また、当該譲渡制限付株式報酬額は当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。

- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）名越陽子氏は、グランツ法律事務所に所属の弁護士であります。当社とグランツ法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所所長、あすなる監査法人代表社員及び株式会社グッドコムアセット等の取締役等であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本間周平氏は、プラス会計事務所代表、共立パートナーズ株式会社の代表取締役及び有限会社ベストアカウンタンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 名越陽子	当事業年度に開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 松山昌司	当事業年度に開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 本間周平	当事業年度に開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人大手門会計事務所

(注) 当社の会計監査人であった監査法人ハイビスカスは平成29年11月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
 - (2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
 - (5) 代表取締役兼最高管理責任者直轄の内部監査室及び内部統制室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。
 - (6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (2) 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営管理本部が行うものとする。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (5) 内部統制室は、内部監査室と連携し、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
 - (2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - (3) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

- ⑤ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。
 - (2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - (3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - (4) 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (2) 当該使用人はその指示に関して監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑦ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社並びに子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当ってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
- (2) 監査等委員は、内部監査室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
- (4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）においては、定例取締役会12回の他、書面決議を含めた取締役会は35回開催し、取締役及び監査等委員会の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。
- ② リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,068,558	流動負債	4,037,463
現金及び預金	668,215	買掛金	238,737
受取手形及び売掛金	1,316,246	短期借入金	790,000
商品及び製品	120,888	一年内返済予定の 長期借入金	288,135
仕掛販売用不動産	14,411	未払金	724,240
原材料及び貯蔵品	669	前受金	1,289,960
前渡金	1,753,178	未払法人税等	182,258
未収入金	30,614	設備関係未払金	295,220
繰延税金資産	30,517	リース債務	2,012
未収消費税等	74,225	その他	226,898
その他	72,513	固定負債	3,787,119
貸倒引当金	△12,923	長期借入金	117,581
固定資産	5,624,741	長期未払金	33,162
有形固定資産	5,109,116	繰延税金負債	4,455
建物及び構築物	87,521	長期前受収益	7,007
工具、器具及び備品	25,417	リース債務	7,918
機械装置及び運搬具	4,479,595	資産除去債務	70,971
リース資産	9,118	長期設備関係未払金	3,466,022
土地	500,714	長期預り金	80,000
その他	6,748	負債合計	7,824,582
無形固定資産	14,553	(純資産の部)	
その他	14,553	株主資本	1,881,095
投資その他の資産	501,072	資本金	876,257
長期未収入金	26,038	資本剰余金	497,547
出資金	480	利益剰余金	854,420
関係会社出資金	254,270	自己株式	△347,130
敷金及び保証金	176,069	純資産合計	1,881,095
繰延税金資産	30,141	負債純資産合計	9,705,678
その他	27,822		
貸倒引当金	△13,750		
繰延資産	12,378		
開業費	12,378		
資産合計	9,705,678		

連結損益計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,605,094
売上原価	1,903,977
売上総利益	1,701,117
販売費及び一般管理費	859,917
営業利益	841,200
営業外収益	
受取利息	1,636
貸倒引当金戻入額	3,128
償却債権取立益	560
違約金の収入	10,592
その他	5,726
	21,643
営業外費用	
支払利息	135,992
株式交付費	5,719
支払手数料	5,899
その他	2,723
	150,334
経常利益	712,508
特別利益	
関係会社出資金売却益	462
特別損失	
固定資産除却損	11,242
減損損失	8,665
店舗閉鎖損失	9,494
	29,403
税金等調整前当期純利益	683,568
法人税、住民税及び事業税	276,164
法人税等調整額	△31,625
当期純利益	439,029
親会社株主に帰属する当期純利益	439,029

連結株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	810,746	432,036	585,968	△347,130	1,481,621
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			439,029		439,029
剰 余 金 の 配 当			△137,389		△137,389
新株の発行(新株予約権の 行使)	17,661	17,661			35,322
譲渡制限付株式報酬	47,850	47,850			95,700
持分法の適用範囲の変動			△33,188		△33,188
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	65,511	65,511	268,451	-	399,473
当 期 末 残 高	876,257	497,547	854,420	△347,130	1,881,095

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	522	1,482,143
当 期 変 動 額		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		439,029
剰 余 金 の 配 当		△137,389
新株の発行(新株予約権の 行使)		35,322
譲渡制限付株式報酬		95,700
持分法の適用範囲の変動		△33,188
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△522	△522
当 期 変 動 額 合 計	△522	398,951
当 期 末 残 高	-	1,881,095

貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,201,574	流動負債	1,092,795
現金及び預金	526,973	買掛金	51,966
売掛金	958,941	短期借入金	290,000
前渡金	226,679	一年内返済予定の長期借入金	113,881
前払費用	52,972	未払金	41,062
関係会社短期貸付金	377,600	未払費用	1,508
未収入金	36,258	未払法人税等	152,207
繰延税金資産	20,862	未払消費税等	177,401
その他	2,177	設備関係未払金	248,015
貸倒引当金	△889	前受収益	14,179
		その他	2,573
固定資産	4,296,167	固定負債	3,589,950
有形固定資産	3,739,987	長期借入金	32,513
建物及び構築物	17,784	長期未払金	33,162
工具、器具及び備品	13,187	繰延税金負債	5,598
機械装置及び運搬具	3,709,016	長期設備関係未払金	3,441,516
無形固定資産	10,695	資産除去債務	70,971
ソフトウェア	1,328	長期前受収益	6,188
借地権	6,596	負債合計	4,682,745
商標権	2,226	(純資産の部)	
商標権等仮勘定	544	株主資本	1,814,996
投資その他の資産	545,483	資本金	876,257
関係会社株式	84,323	資本剰余金	497,547
出資金	80	資本準備金	97,547
関係会社出資金	302,270	その他資本剰余金	400,000
長期前払費用	17,564	利益剰余金	788,321
長期未収入金	14,660	利益準備金	13,738
敷金及び保証金	126,584	その他利益剰余金	774,582
貸倒引当金	△0	特別償却準備金	15,144
資産合計	6,497,741	繰越利益剰余金	759,437
		自己株式	△347,130
		純資産合計	1,814,996
		負債純資産合計	6,497,741

損 益 計 算 書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,874,672
売上原価	734,058
売上総利益	1,140,614
販売費及び一般管理費	359,274
役員報酬	65,250
給料	72,198
株式報酬費用	31,900
支払手数料	62,340
地代家賃	18,231
研究開発費	6,481
減価償却費	10,538
その他	92,332
営業利益	781,340
営業外収益	
受取利息	8,534
貸倒引当金戻入額	3,300
償却債権取立益	560
受取保険料	4,993
その他	265
営業外費用	
支払利息	125,308
支払手数料	4,078
株式交付費	5,719
その他	4,995
経常利益	658,892
税引前当期純利益	658,892
法人税、住民税及び事業税	199,993
法人税等調整額	△16,538
当期純利益	475,437

株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	810,746	32,036	400,000	432,036	-	18,174	432,098	450,272
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益							475,437	475,437
剰 余 金 の 配 当					13,738		△151,128	△137,389
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	17,661	17,661		17,661				
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	47,850	47,850		47,850				
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△3,029	3,029	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	65,511	65,511	-	65,511	13,738	△3,029	327,338	338,048
当 期 末 残 高	876,257	97,547	400,000	497,547	13,738	15,144	759,437	788,321

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△347,130	1,345,925	522	1,346,447
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		475,437		475,437
剰 余 金 の 配 当		△137,389		△137,389
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		35,322		35,322
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		95,700		95,700
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		-		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△522	△522
当 期 変 動 額 合 計	-	469,070	△522	468,548
当 期 末 残 高	△347,130	1,814,996	-	1,814,996

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月24日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 川 博 一 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 井 真 悟 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 亀 ヶ 谷 顕 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月24日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 向 井 真 悟 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 名越 陽子 ㊟

監査等委員 松山 昌司 ㊟

監査等委員 本間 周平 ㊟

(注) 監査等委員名越陽子、松山昌司及び本間周平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

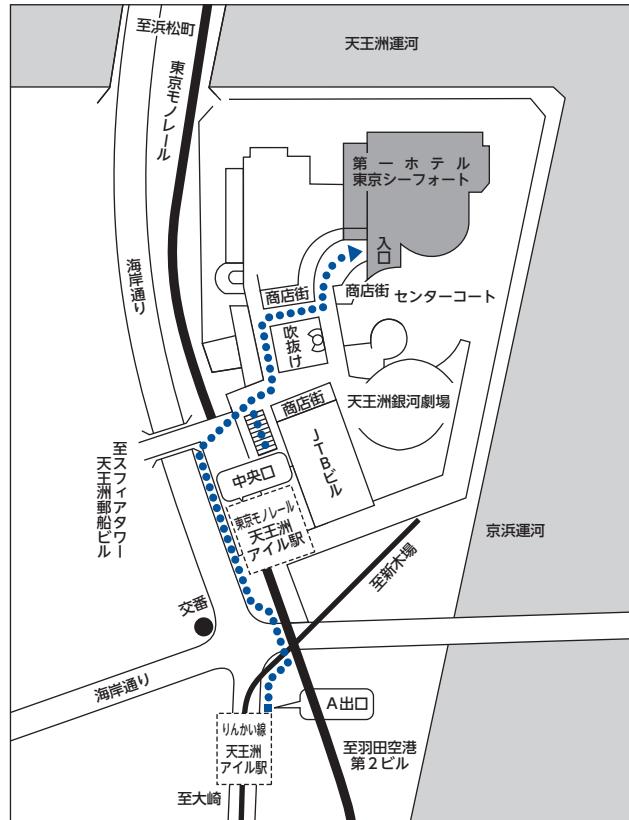
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、
ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、
お控えいただきますようお願い申し上げます。